

議第96号

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例について

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山駅東口駅前広場、高山駅西口駅前広場及び高山駅西交流広場を設置するため制定しようとする。

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 高山駅前における公衆の利便性の向上並びに交通の円滑化及び賑わいと交流の創出を図るため、高山市駅前広場等（以下「駅前広場等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駅前広場等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高山駅東口駅前広場	高山市昭和町1丁目22番地45
高山駅西口駅前広場	高山市昭和町1丁目45番地1
高山駅西交流広場	高山市昭和町1丁目22番地30

(利用時間)

第3条 駅前広場等の利用時間は、規則で定める。

(使用許可)

第4条 駅前広場等において、次に掲げる行為を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 高山駅東口駅前広場タクシー乗車場及び高山駅西口駅前広場タクシー乗車場を使用すること。
- (2) 高山駅東口駅前広場タクシー待機場及び高山駅西口駅前広場タクシー待機場を使用すること。
- (3) 高山駅東口駅前広場送迎バス乗降場及び高山駅西口駅前広場送迎バス乗降場を使用すること。
- (4) 高山駅西口駅前広場送迎バス待機場を使用すること。
- (5) 高山駅東口駅前広場路線バス降車場兼待機場を使用すること。
- (6) 高山駅西口駅前広場路線バス乗降場を使用すること。
- (7) 工作物、物件又は施設を設けて占用すること。
- (8) 催し等を行うために独占的に使用すること。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の期間)

第5条 前条第1項の許可の期間は、次のとおりとする。

- (1) 同項第1号から第6号までの許可 1年を超えない期間
- (2) 同項第7号の許可 5年を超えない期間
- (3) 同項第8号の許可 7日を超えない期間。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(駐車場を使用できる車両)

第6条 高山駅東口駅前広場駐車場（以下「駐車場」という。）を使用できる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車のうち準中型自動車及び普通自動車とし、その長さは積載物又は取り付けた物を含めて5メートル以下とする。ただし、市長が特に必要があ

ると認める車両については、この限りでない。

(使用料)

第7条 第4条第1項の規定により使用許可を受けた者及び駐車場を使用する者(以下これらを「使用者」という。)は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、駐車場の障がい者区画及び思いやり区画の使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例の規定又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれのあるとき。
- (4) 使用料を納付しないとき。
- (5) 管理上の必要な指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。

(使用の休止)

第11条 市長は、駅前広場等の補修その他管理上必要があると認めるときは、駅前広場等の全部又は一部の使用を休止し、若しくは制限することができる。

(駐車場の使用制限)

第12条 市長は、第6条に規定する車両(以下「車両」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (2) 駐車場の構造上又は管理上不適当と認めるとき。
- (3) 区画線を超える荷物を積載しているとき。

(禁止行為)

第13条 駅前広場等においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質、物件、建物等を損壊すること。
- (2) 他の使用者又は駅前広場等を利用する者(以下「利用者」という。)に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。

- (4) 竹木を伐採し、植物を採取し、又は物件を堆積すること。
- (5) 施設若しくは駐停車中の車両をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) 車両を放置すること。
- (7) 車両の駐停車を妨げること。
- (8) 区画線に従わないで車両を駐車すること。
- (9) 指定された場所以外へ車両を乗り入れること。
- (10) 駅前広場等の風紀を乱す行為その他管理上支障がある行為
- (11) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為（市長が特に必要と認め、第4条第1項の許可をしたものを除く。）
（長期駐車の禁止）

第14条 駐車場において、同一の車両を引き続き3日を超えて駐車してはならない。

（違反車両に対する措置）

第15条 市長は、第13条第6号から第10号まで又は前条の規定に違反して駐車してある車両を発見した場合、当該車両の使用者又は所有者（以下「違反車両の使用者等」という。）に対し使用又は利用の中止及び車両の移動を命ずることができる。

（損害の賠償等）

第16条 駅前広場等の施設その他の物件を損傷又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者又は利用者は、第三者に損害を及ぼしたときは、その責めを負わなければならない。

3 第10条及び第12条の規定に基づく使用許可の取消し及び駐車場の使用の拒否により、使用者に損害が生じても市はその責めを負わない。

4 天災その他の市の責めに帰さない理由によって、使用者又は利用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

（違反車両の保管等）

第17条 市長は、違反車両の使用者等が第15条の命令に応じないとき又は違反車両の使用者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該車両を移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により車両を移動し、保管したときは、当該違反車両の使用者等に当該車両を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

（費用の徴収）

第18条 市長は、前条の規定により車両の移動等を行ったときは、その費用を当該違反車両の使用者等から徴収することができる。

（目的外使用）

第19条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、高山駅西交流広場の全部又は一部を高

山市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和43年高山市条例第58号）に基づく高山駅西駐車場の一部として使用することができる。

（過料）

第20条 次の各号の一に該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第13条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

第21条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、この条例の施行の日以後に高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった場合における次項の規定については、当該換地処分公告があった日の翌日から施行する。

（高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 2 高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例（平成29年高山市条例第 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
(名称及び位置) 第2条 駅前広場等の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 駅前広場等の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
高山駅東口駅前 広場	<u>高山市昭和町1丁目 22番地45</u>	高山駅東口駅前 広場	<u>高山市花里町5丁目 53番地</u>
高山駅西口駅前 広場	<u>高山市昭和町1丁目 45番地1</u>	高山駅西口駅前 広場	<u>高山市昭和町1丁目 308番地</u>
高山駅西交流広 場	<u>高山市昭和町1丁目 22番地30</u>	高山駅西交流広 場	<u>高山市昭和町1丁目 305番地</u>

別表（第7条関係）

種別	単位	使用料
高山駅東口駅前広場タクシー待機場	1区画1年につき	12,000円
高山駅西口駅前広場タクシー待機場	1区画1年につき	12,000円
高山駅東口駅前広場路線バス降車場兼待機場	1区画1年につき	62,000円
駐車場	1台につき30分以内	無料
	1台につき30分を超える 30分までごとに	300円
販売、募金その他これらに類する行為を行う場合	高山市都市公園条例（昭和41年高山市条例第30号）別表の規定を適用する。	
業として写真撮影を行う場合		
業として映画撮影を行う場合		
興業を行う場合		
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為を行う場合		
工作物、物件又は施設を設けて占用する場合	高山市道路占用料条例（昭和42年高山市条例第11号）別表の規定を適用する。	

備考

- 高山駅東口駅前広場タクシー待機場の部から高山駅東口駅前広場路線バス降車場兼待機場の部までにおいて、使用料の額を算出する基礎となる期間に1年に満たない端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。
- 1の計算において、1円未満の端数が生じた場合の使用料は、これを切り捨てた額とする。